

函館市酪農労働環境改善支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における酪農の経営者および従事者の労働環境を改善することでゆとりある酪農経営を実現し、もって酪農の担い手確保、さらには酪農の持続的な発展に資するため、酪農ヘルパーの利用を促進することを目的とした補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市内に住所を有し、酪農（牛を飼養し、生乳等を生産する農業をいう。以下同じ。）を営んでいる者で、南渡島酪農ヘルパー利用組合（以下「組合」という。）からヘルパーの派遣を受けることができる者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、利用1回につき、次の各号に掲げる経費の合計額とし、4月に利用料を支払う月の利用から12回分を限度とする。ただし、傷病等による連続利用で組合の傷病時利用互助会から助成を受けることができる利用は除くものとする。

- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| (1) 基本料金 | ヘルパー2名派遣の場合 | 1回につき10,000円 |
| | ヘルパー1名派遣の場合 | 1回につき5,000円 |
| (2) 車両費 | 1回につき | 2,000円 |
| (3) 搾乳代行 | ヘルパー2名派遣の場合 | 1頭につき300円 |
| | ヘルパー1名派遣の場合 | 1頭につき150円 |
| (4) 育成代行 | ヘルパー2名派遣の場合 | 1頭につき150円 |
| | ヘルパー1名派遣の場合 | 1頭につき75円 |

2 利用1回あたりの補助対象経費は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を上限または下限とする。

- | | | |
|---------|-------------|---------|
| (1) 上限額 | ヘルパー2名派遣の場合 | 36,000円 |
|---------|-------------|---------|

	ヘルパー 1 名派遣の場合	19,000円
(2) 下限額	ヘルパー 2 名派遣の場合	22,000円
	ヘルパー 1 名派遣の場合	11,000円

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、予算の範囲内とする。

(酪農経営規模等の申告)

第 5 条 第 2 条が規定する補助対象者で組合からヘルパーの派遣を受け、その利用料の補助を受けようとする者は、酪農経営規模等申告書（次条において「申告書」という。別記第 1 号様式）を 4 月 30 日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請等)

第 6 条 前条の申告書を提出した者で 4 月に利用料を支払う月の利用から 1 2 回に達した者は、当該 1 2 回目の利用料を支払った後に速やかに酪農労働環境改善支援事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。別記第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、3 月に利用料を支払う月の末日までの利用が 1 2 回に達しなかった者は、同日までの利用分の利用料を支払った後に速やかに申請書を提出するものとする。

2 前項の交付申請書には、規則第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) ヘルパーの利用実績を確認することができる書類の写し
- (2) ヘルパー利用料の内訳および利用料を支払ったことを確認することができる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第 1 項の交付申請書が提出されたときは、規則第 17 条第 1 項が規定する補助事業等実績報告書が提出されたものとみなす。

(補助金の交付決定等)

第 7 条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、補助

金の額を確定し，酪農労働環境改善支援事業費補助金交付決定および額の確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は，平成27年7月6日から施行し，同年4月に利用料を支払う月のヘルパー利用から適用する。

（経過措置）

- 2 第5条に規定する酪農経営規模等申告書の提出については，平成27年度に限り，8月31日までとする。

附 則

この要綱は，平成29年4月1日から施行し，同年4月に利用料を支払う月のヘルパー利用から適用する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

酪農経営規模等申告書

年 月 日

函館市長 様

申請書（住所）

（氏名）

このことについて、酪農労働環境改善支援事業費補助金の交付を受けたいので、函館市酪農労働環境改善支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、経営規模等を申告いたします。

記

月 日現在の飼養頭数	頭
月 日現在の搾乳頭数	頭
年度中に搾乳を終了する 頭数とその時期	月頃 頭
	月頃 頭
	月頃 頭
年度中に搾乳を開始する 頭数とその時期	月頃 頭
	月頃 頭
	月頃 頭

別記第3号様式（第7条関係）

酪農労働環境改善支援事業費補助金交付決定および額の確定通知書

年 月 日

様

函 館 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった酪農労働環境改善支援事業費補助金については、函館市酪農労働環境改善支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、その額を確定したので通知する。

記

交付する補助金の額

円
